

Title	奥付
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学文学部藝文学会
Publication year	1955
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.4, (1955. 2)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00040001-0186

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝文學會規約

- 第一條 本學會は「慶應義塾大學藝文學會」と稱する。
- 第二條 本學會の事務所は東京都港区芝三田二ノ二慶應義塾大學文學部文學科研究室内に置く。
- 第三條 本學會は第二條に定められた目的を達成するために左の事業を行う。
- 第四條 本學會の學術研究を助成する事業。
- 第五條 本學會の學術研究を發表する事業。
- 第六條 本學會の學術研究を發表する事業。
- 第七條 本學會の學術研究を發表する事業。
- 第八條 本學會の學術研究を發表する事業。
- 第九條 本學會の學術研究を發表する事業。
- 第十條 本學會の學術研究を發表する事業。
- 第十一條 本學會の學術研究を發表する事業。
- 第十二條 本學會の學術研究を發表する事業。
- 第十三條 本學會は總會と委員會とを開く。
- 第十四條 總會は委員長がこれを招集し、會員過半数の出席によつて成立する。議事の決定は多数決による。
- 第十五條 委員會は毎年一回開催し、役員の変更、會務報告等を行う。
- 第十六條 委員會は隨時これを開く。
- 第十七條 本學會の會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。
- 第十八條 本學會の經常費は財団法人慶應義塾その他よりの補助金並びに會費寄附金及びその他の収入を以てこれに當る。

昭和三十年二月十五日 印刷
 昭和三十年二月二十日 發行
 定價貳百圓

編集者兼 發行所 慶應義塾藝文學會
 東京 都 新宿區 神樂坂一ノ二
 西 脇 順 三 郎
 印刷所 研究社印刷株式會社